

議 第 5 1 号

ワークプラザ柏崎設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市ワークプラザ柏崎設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）6月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市ワークプラザ柏崎設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市ワークプラザ柏崎設置及び管理に関する条例（平成15年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	利用時間	1時間当たり
多目的ホール (328 m ²)		1,050円から1,570円まで
小会議室 (50.8 m ²)		290円から430円まで
大会議室 (144 m ²)		460円から700円まで
第1講習室 (73.4 m ²)		330円から490円まで
第2講習室 (73.4 m ²)		
第1和室 (40.5 m ²)		290円から430円まで
第2和室 (40.5 m ²)		
研修室 (92.6 m ²)		370円から550円まで

展示ホール (80.1 m ²)	260 円から 380 円まで
---------------------------------	-----------------

」を

「

区分	1 時間当たり
多目的ホール (328 m ²)	1,260 円から 1,880 円まで
小会議室 (50.8 m ²)	340 円から 520 円まで
大会議室 (144 m ²)	560 円から 840 円まで
第 1 講習室 (73.4 m ²)	390 円から 590 円まで
第 2 講習室 (73.4 m ²)	
第 1 和室 (40.5 m ²)	340 円から 520 円まで
第 2 和室 (40.5 m ²)	
研修室 (92.6 m ²)	440 円から 660 円まで
展示ホール (80.1 m ²)	300 円から 460 円まで

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市ワークプラザ柏崎設置及び管理に関する条例（平成15年12月18日条例第52号）

改正後		改正前	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
区分	1時間当たり	利用時間	1時間当たり
多目的ホール (328㎡)	1,260円から1,880円まで	多目的ホール (328㎡)	1,050円から1,570円まで
小会議室 (50.8㎡)	340円から520円まで	小会議室 (50.8㎡)	290円から430円まで
大会議室 (144㎡)	560円から840円まで	大会議室 (144㎡)	460円から700円まで
第1講習室 (73.4㎡)	390円から590円まで	第1講習室 (73.4㎡)	330円から490円まで
第2講習室 (73.4㎡)		第2講習室 (73.4㎡)	
第1和室 (40.5㎡)	340円から520円まで	第1和室 (40.5㎡)	290円から430円まで
第2和室 (40.5㎡)		第2和室 (40.5㎡)	
研修室 (92.6㎡)	440円から660円まで	研修室 (92.6㎡)	370円から550円まで
展示ホール (80.1㎡)	300円から460円まで	展示ホール (80.1㎡)	260円から380円まで
備考 (略)		備考 (略)	